

# 随時募集（先着順）による 土地の売払い実施要領

平成30年8月

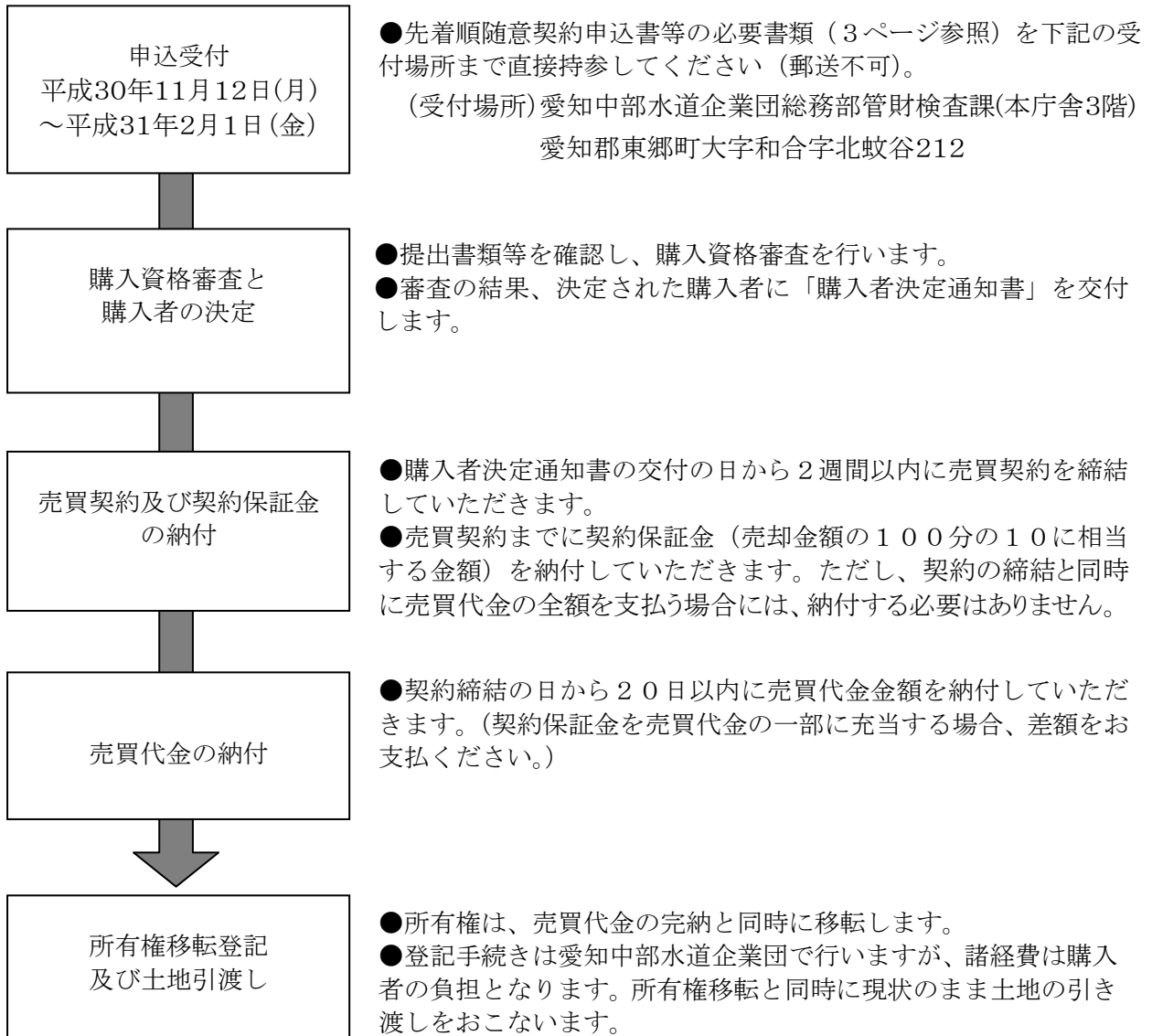
愛知中部水道企業団総務部管財検査課

## 【売払いのあらまし】

### 1 物件

物件番号	所在地	現況地目 (公簿地目)	地積 (公簿面積)	建ぺい率 (容積率)	売却価格	用途地域
1	愛知郡東郷町大字諸輪 字上銚12番363	雑種地	501 m <sup>2</sup>	60% (200%)	5,311,000 円	市街化 調整区域

### 2 契約締結までのスケジュール



## 【随時募集(先着順)による土地の売払い実施要領】

愛知中部水道企業団(以下「企業団」という。)が所有する土地の売払いで、一般競争入札による入札参加申込みを実施したところ、入札に至らなかった物件について、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号に基づき、随意契約(先着順)で売払いします。参加申込みされる方は、次の事項をご理解の上、参加申込みしてください。

### 1 売却物件の詳細

物件調書(6ページに記載)及び案内図(7ページに記載)で確認してください。

### 2 参加資格

個人・法人問わず参加申込みできます。ただし、次のいずれかに該当する者は参加申込みできません。

- (1) 契約を締結する能力を有しない者(成年被後見人、被保佐人及び被補助人で契約締結に関し同意権付与の審判を受けた者並びに未成年者で法定代理人の同意を得ていない者をいう。)及び破産者で復権を得ない者
- (2) 企業団との契約において、正当な理由なく契約をせず、又は履行しなかった者で、当該事実があった後2年を経過しない者
- (3) 納付すべき国税、都道府県税、市町村税及び水道料金を滞納している者
- (4) 会社更生法(平成14年法律第154号)の適用を申請又は民事再生法(平成11年法律第225号)の適用を申請した者で、同法に基づく裁判所からの手続開始決定がされていない者
- (5) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律(平成11年法律第147号)に基づく処分の対象となっている団体及びその構成員並びにこれらの者から委託を受けた者
- (6) 暴力団のほか、次に掲げる者
  - ① 売買物件を暴力団の事務所その他公序良俗に反する目的、その他社会通念上不適切と認められる者の用に供しようとする者
  - ② 暴力団員による不当な行為の防止に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下「暴力団員」という。)又は暴力団でなくなった日から5年を経過しない者
  - ③ 次のいずれかに該当する者
    - (ア) 法人の役員等(法人の役員又はその支店若しくは営業所を代表する者で役員以外の者をいう。)が暴力団員である者又は暴力団員がその経営に実質的に関与している者
    - (イ) 自己、自社又は第三者の不正の利益を図る目的若しくは第三者に損害を加える目的をもって暴力団を利用するなどしている者
    - (ウ) 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的、あるいは積極的に暴力団の維持運営に協力し、若しくは関与している者
    - (エ) 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
    - (オ) 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用している者
- ④ 前記①から③の者の依頼を受けて参加申込みしようとする者

**注) 企業団は、排除措置対象法人等に該当するか否かの確認のため、随意契約申込書記載の内容(氏名・生年月日・性別・住所・役職名)について、愛知県警察本部に照会することがあります。**

### 3 参加申込みにあたっての留意事項

- (1) 買受人は、土地売買契約者であり土地登記名義人となります。土地購入の権利はたとえ一部でも譲渡することはできません。
- (2) 随意契約の結果については、その内容(物件の所在地、実測面積、売却価格)を公表するとともに、一定期間、企業団ホームページにも掲載します。ただし、個人(事業を営む個人を除く。)が買受人となった場合、買受人名は「個人」と表示します。

### 4 申込方法

- ・受付期間 平成30年11月12日(月)から平成31年2月1日(金)までの営業日  
(土、日、祝日を除く。)
- ・受付時間 午前9時から午後5時まで(正午から午後1時までを除く。)
- ・受付場所 愛知中部水道企業団総務部管財検査課(本庁舎3階)  
愛知郡東郷町大字和合字北蚊谷212  
(0561)38-0030
- ・申込必要書類

法人の場合	参加申込書(様式第1号) 誓約書(様式第2号) 法人の登記簿謄本(現在事項全部証明書)※3か月以内のもの ※代理人による申込みの場合は、委任状(様式第4号)も必要です。
個人の場合	参加申込書(様式第1号) 誓約書(様式第2号) 住民票の写し(個人番号(マイナンバー)の記載の無いもの)※3か月以内のもの ※代理人による申込みの場合は、委任状(様式第4号)も必要です。

注1) 入札参加申込者から提出された書類は、理由に関わらず一切返却しません。

注2) 共有名義で申込む場合は、共有者全員の添付書類が必要です。

- ・注意事項 ①申込書は、黒色のボールペン(消せるボールペンは使用しないでください。)又は万年筆を使用して記入してください。
- ②同日同時刻に申込書を提出された場合は、くじによって先着順を決定します。
- ③既に申込みがある状態で新たに申込みがあった場合は、次順位申込者とし、何らかの事情により先の申込者に売払いがされなかった場合は、次順位申込者を売払い対象者に繰上げ、売払い手続きを進めます。先の申込者に売払いがなされた場合には、次順位申込者に売払いが完了した旨を通知します。
- ④郵送による申込書の受付は行っておりません。

### 5 募集の中止

募集は、本企业団の都合により延期または中止することがあります。

### 6 用途等の制限

買受人は本契約締結の日から10年間、売買物件を次の各号に定める用に供し、又はこれらの用に供されることを知りながら所有権を第三者に移転し、若しくは売買物件を第三者に貸すことはできません。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団の事務所その他これに類するもの
- (2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条第1項に規定する風俗営業、同条第5項に規定する性風俗関連特殊営業その他これらに類する業

## 7 契約の締結等

### (1) 契約の締結期限等

売買契約の締結は、購入者決定通知書の交付の日から2週間以内に管財検査課にて行います。

契約時に必要なもの

- ① 実印(印鑑登録証明書印)
- ② 収入印紙(企業団保管用の売買契約書の貼付分)
- ③ 委任状(申込人が代理人である場合)
- ④ 売買代金充当依頼書(様式第3号)※契約保証金をお支払された場合

### (2) 契約保証金

- ① 買受人は、契約締結の際、契約保証金として契約金額の100分の10(1円未満切上げ)に相当する金額を納入してください。ただし、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払う場合には、納付する必要はありません。
- ② 契約保証金を売買代金に充当するため、売買代金充当依頼書(様式第3号)をご提出ください。
- ③ 買受人が売買代金を納入期限までに納入しないなどの理由により、売買契約を解除した場合には、契約保証金は企業団に帰属します。

## 8 売買代金の納入方法

買受人は、売買代金として契約保証金を差し引いた残額を、納入通知書により納入期限(契約締結日から20日以内)までに一括で納入してください。なお、契約保証金を納付せず、契約の締結と同時に売買代金の全額を支払うこともできます。

## 9 所有権の移転等

- (1) 所有権は売買代金の全額納入があったときに移転するものとし、現状有姿での引渡しとなりますので、構造物の撤去やよう壁の補修等の申出には応じることができません。また、住宅等の建築にあたり、上下水道やガス等の引込み、電柱移設等の手続き及び費用は買受人の負担となります。
- (2) 所有権の移転登記は、企業団が(社)愛知県公共嘱託登記司法書士協会へ委託し行いますが、これに係る委託料は買受人の負担となります。企業団が契約締結後に発行する納入通知書により納入期限までに納入してください。
- (3) 買受人には、登記に必要な下記の書類を提出していただきます。

法人の場合	現在事項全部証明書 又は 履歴事項全部証明書:1通 登録免許税の納付領収証書 ※
個人の場合	住民票の写し(マイナンバーの記載の無いもの):1通 登録免許税の納付領収証書 ※

※ 納入していただく登録免許税は、税額を記入した国税納付書をあらかじめお渡ししますので、金融機関で納入してください。

## 10 その他の留意事項

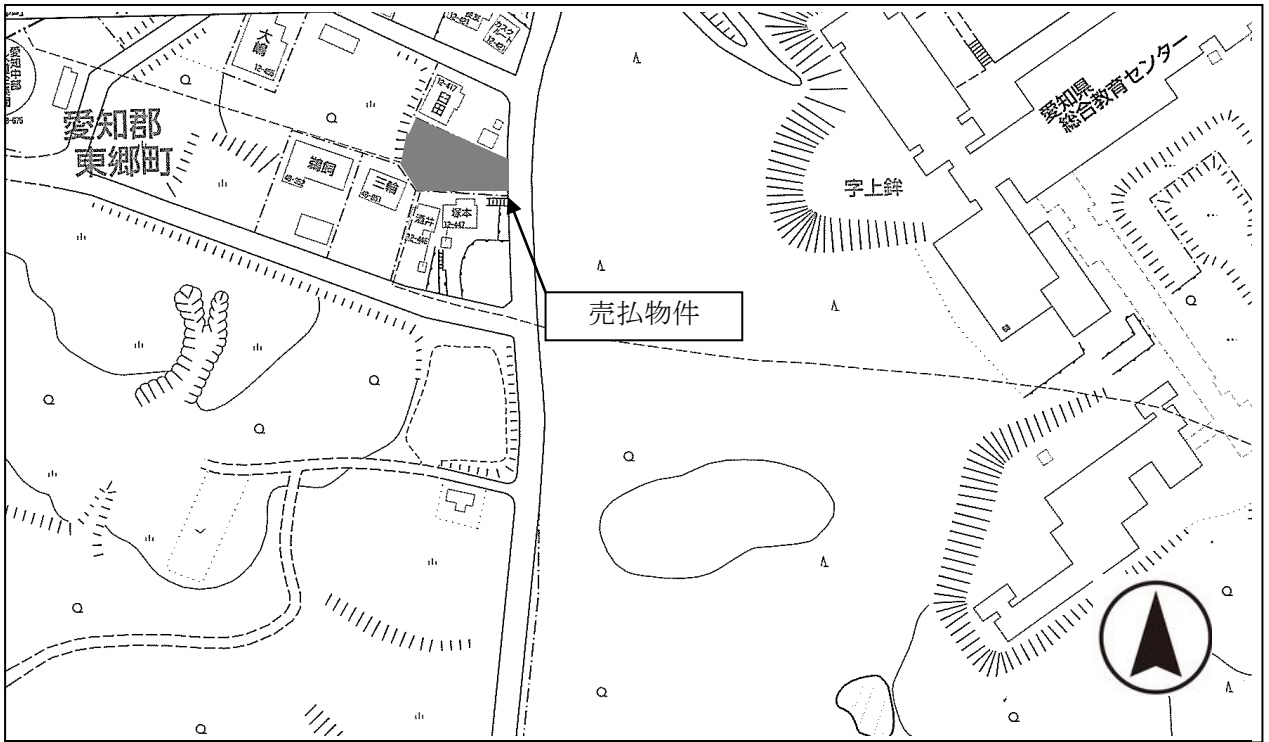
- (1) 現地案内、説明会はありません。
- (2) 物件調書・案内図は参考資料としてご利用ください。また、土地の利用制限等については各自で関係機関へご確認ください。
- (3) 案内図は、道路の整備や建物の新築などにより現況と相違している可能性があります。なお、現況と異なる場合は現況が優先します。

- (4) 企業団では、購入資金の融資又は融資のあっせんは行っておりません。
- (5) 契約当日、本人を確認するため、運転免許証、パスポート等(顔写真つきのもの)をお持ちください。
- (6) 売買物件の引渡しは現状有姿とし、買受人が隠れた瑕疵のあることを発見しても、瑕疵の修補、売買代金の減免、損害賠償の請求又は契約の解除を請求することはできません。
- (7) 本要領に定めのない事項は、すべて地方自治法、地方自治法施行令の定めるところによって処理します。

## 【 物 件 調 書 】

項目		内容等	
所在地		愛知郡東郷町大字諸輪字上銚12番363	
土地の内訳	登記地目	雑種地	
	登記面積	501㎡	
売却価格		5,311,000円	
接面道路と敷地の関係		東側が幅員約7mの舗装町道に約0～4m高く接面	
法 等 に 基 づく 制 限	都市計画法	市街化調整区域	
	建築基準法	建ぺい率	60%
		容積率	200%
供給処理施設の状況	電 気	電線より引込みが必要	中部電力(株)豊田営業所
	上 水 道	水道の引込みが必要 (水道加入分担金が必要)	愛知中部水道企業団 営業部給水課
	下 水 道	未整備	—
	都市ガス	未整備	—
公共交通機関	名鉄豊田線米野木駅	物件の北方約 700m	
	東郷町バスじゅんかい君 「諸輪住宅北」バス停	物件の南東方約 600m	
公共施設等	東郷町役場	物件の南西方約 3.5km	
	諸輪小学校	物件の南方約 1.7km	
	諸輪中学校	物件の南方約 1.5km	
留意事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・市街化調整区域のため、原則として建物等の建築は不可となります。諸条件につきましては、東郷町建設部都市計画課(0561-38-3111)へお問合せください。</li> <li>・砂防指定地、建築基準法第22条指定区域、宅地造成工事規制区域となっています。</li> <li>・この土地は全体として東向傾斜地(高低差4m程度)で、宅地利用等に際してかなりの造成費が必要となります。</li> <li>・東郷町役場等における調査では、対象不動産の近くには周知の埋蔵文化財包蔵地の遺跡番号140039、包蔵地名O-25号窯等が存するため注意を要します。しかし、この土地の具体的な埋蔵文化財については不明なため、対象不動産は埋蔵文化財不明地です。ただし、開発計画が具体化された際には、事前調査を受ける必要があります。詳しくは、東郷町教育部生涯学習課(0561-38-6411)へお問合せください。</li> <li>・この土地は土壌汚染不明地です。</li> <li>・この土地に隠れた瑕疵があってもその責任は負いません。</li> </ul>		

【案 内 図】





## 先着順随意契約申込書

平成 年 月 日

愛知中部水道企業団  
 企業長 小 浮 正 典 殿

私は、次の参加資格、内容等を承諾の上、下記のとおり参加申込みします。

### 記

物件番号	所在地	売却価格	
1	愛知郡東郷町大字諸輪字上銚12番363	5,311,000 円	
参 加 申 込 者	申込(代表)者	住所	〒
	電話番号		
	ふりがな		
	氏名 〔名称及び代表者氏名〕	(共有の場合 持分 分の )	⑩
	以下は、共有で申込みする場合のみ記入してください。		
	共有者	住所	〒
	電話番号		
	ふりがな		
	氏名 〔名称及び代表者氏名〕	(共有の場合 持分 分の )	⑩
	共有者	住所	〒
	電話番号		
	ふりがな		
氏名 〔名称及び代表者氏名〕	(共有の場合 持分 分の )	⑩	

## 【 申 込 人 情 報 】

●個人の場合

	氏 名	ふ り が な	性 別	生年月日
代 表 者				大正 昭和 平成      年   月   日
共 有 者				大正 昭和 平成      年   月   日
共 有 者				大正 昭和 平成      年   月   日

●法人その他の団体の場合

商号又は名称				
住 所	〒			
役員等に関する事項				
役職名	(ふりがな) 氏 名	性別	生年月日	住 所
	(                      )		大正 昭和 平成      年   月   日	〒
	(                      )		大正 昭和 平成      年   月   日	〒
	(                      )		大正 昭和 平成      年   月   日	〒
	(                      )		大正 昭和 平成      年   月   日	〒
	(                      )		大正 昭和 平成      年   月   日	〒
	(                      )		大正 昭和 平成      年   月   日	〒
	(                      )		大正 昭和 平成      年   月   日	〒

注) 役員等に関する事項は、監査役、監事等を含む役員をすべて記載すること。

# 誓 約 書

平成 年 月 日

愛知中部水道企業団  
企業長 小 浮 正 典 殿

(申込者) 住 所

氏 名

ⓐ

( 名 称 及 び  
代 表 者 氏 名 )

下記事項について、誓約いたします。

これらが、事実と相違することが判明した場合には、当該事実に関して貴企業団が行う一切の措置について異議の申立てを行いません。

## 記

- 1 現在、地方自治法施行令第167条の4第1項の規定に該当しておりません。
- 2 過去3年間、地方自治法施行令第167条の4第2項第1号から第6号までの規定に該当したことはありません。
- 3 個人の場合  
暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

### 法人の場合

役員が、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員の利益となる活動を行う者ではありません。

**第百六十七条の四** 普通地方公共団体は、特別の理由がある場合を除くほか、一般競争入札に当該入札に係る契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者を参加させることができない。

**2** 普通地方公共団体は、一般競争入札に参加しようとする者が次の各号のいずれかに該当すると認められるときは、その者について三年以内の期間を定めて一般競争入札に参加させないことができる。その者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

一 契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をしたとき。

二 競争入札又はせり売りにおいて、その公正な執行を妨げたとき又は公正な価格の成立を害し、若しくは不正の利益を得るために連合したとき。

三 落札者が契約を締結すること又は契約者が契約を履行することを妨げたとき。

**四** 地方自治法第二百三十四条の二第一項の規定による監督又は検査の実施に当たり職員職務の執行を妨げたとき。

**五** 正当な理由がなくて契約を履行しなかつたとき。

**六** この項(この号を除く。)の規定により一般競争入札に参加できないこととされている者を契約の締結又は契約の履行に当たり代理人、支配人その他の使用人として使用したとき。

## 売買代金充当依頼書

平成 年 月 日

愛知中部水道企業団  
企業長 小 浮 正 典 殿

申込者 住 所

氏 名

印

〔 名 称 及 び  
代 表 者 氏 名 〕

物件番号	所在地	売却価格	納入済契約保証金
1	愛知郡東郷町大字諸輪字上鉾 1 2 番 3 6 3	5,311,000 円	531,100 円

上記物件に係る契約保証金を、全額売買代金に充当願います。  
なお、売買代金の残額については、納入期限までに納入します。

# 委任状

代理人 住所

氏名

⑩

私は、上記の者を代理人と定め、下記の権限を委任します。

記

次の土地の参加申込みに関する一切の権限

物件番号 1

所在地 愛知郡東郷町大字諸輪字上鉾1 2 番 3 6 3

平成 年 月 日

愛知中部水道企業団  
企業長 小 浮 正 典 殿

委任者 住所

氏名

⑩

〔 名称及び  
代表者氏名 〕

